

## 第5回原子力損害賠償円滑化会議

日時 平成24年4月23日（月）13：30～15：15

場所 経済産業省本館17階西1第3特別会議室

開会

○守本参事官

それでは、定刻となりましたので、第5回原子力損害賠償円滑化会議を開催いたします。

皆様におかれましてはご多忙の折ご参集いただきまして、ありがとうございます。また、会場の関係で、本日はやや窮屈になっております。おわび申し上げます。

それでは、開催に当たり、まず柳澤光美経済産業副大臣からごあいさつをお願いいたします。

○柳澤副大臣

どうも皆様、お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今、事務方から、会場がちょっと狭くなっていると、逆にこのくらい狭いほうが円滑化会議が本音で話せてスムーズにいくだろうということで、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、後ほど報告があると思ひますけれども、自主避難の支払い関係も非常に物理的に大変だろうと思ひていたのが、それなりにハイペースで進んでいる。ただ、そうはいいまして、これからADRのほうに上がってくるのも含めて、むしろこれからのほうが大変になってくると思ひますので、ぜひまたご協力をお願ひしたいと思います。

ただ、おかげさまで20キロの警戒区域の見直しに関しては、4月1日付で川内村、田村市、そして16日付で南相馬の区域の見直しが行われました。特に南相馬は、1万3,000名規模の皆さんがいよいよ帰還を含めて動き始める。そういう意味でいきますと、この賠償の問題というのは、これから大変大きな課題になってくるだろうととらえております。ぜひお願ひしたいのは、一人でも多くの方に一日も早く帰っていただくのが私たちの最大の目的だと思ひてお願ひして、ずっとここいろいろな会議でお願ひしているのは、賠償だけで終わらないように、そこから政策的な支援策も連携して、帰っていただいてきちんと生活がどう成り立っていくのかというのを、各省庁はもちろんなのですが、復興庁あるいは環境再生事務所、私たちオフサイトセンター、県等々を含めて、本当に連携して進めていきたいというお願ひをしていまして、特に賠償と支援策のパッケージについては、ちょっともう一度本格的な組織づくりをこの後も動かしていきたいと思ひています。きょうは復興庁の由良参事官にも出ていただいておりますが、復興庁にはいろいろな意味でワンストップの窓口になっていただいて、いろいろな形でまた連携させていただきたい。

そんな中で、例えば一つ、先週の金曜日に、リスクコミュニケーションが非常にばらついてし

まって、もう除染も1ミリどころかゼロでなくてはいけない、食べ物関係も500ベクレルから100ベクレルに見直す中で非常に反応が厳しく出ていまして、これは各省庁を越えて同じような資料で同じような言葉でわかりやすくきちんと説明するという体制をつくってほしいという強いお願いをしまして、金曜日に細野環境大臣を議長に、環境省の横光副大臣、それから文科省の奥村副大臣、厚生労働省の辻副大臣、そして私も入らせていただいて、原子力被災者等の健康不安対策調整会議がスタートしました。そこにあらゆる省庁の事務方の皆さんにも入っていただいて、正しい情報をきちんと皆さんに伝えて不安を取り除いていくという体制がとれましたので、特にこの賠償問題は本当にここにお集まりの皆さんだけではなくて、さらにネットワークを広げて、全員で協力していただいて進めるという、その窓口はこの円滑化会議になっていくと思いますので、きょうもぜひ率直なご意見を出していただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○守本参事官

どうもありがとうございました。

続きまして、神本美恵子文部科学大臣政務官からごあいさつをお願いいたします。

○神本政務官

お疲れさまでございます。第5回目になりますが、損害賠償円滑化会議、ご苦労さまでございます。

私のほうからは、文部科学省及びADRセンターにおきましては、きょうも詳しい報告があると思ひますけれども、昨年9月からの申立件数が累計で1,590件、今年に入ってから、平均して約350件超えぐらいなんですけれども、1月、2月、3月と増え続けているという現状の中で、迅速な救済のためにということで、ADRセンターの体制強化に必要な手続を今進めているところでございます。これは、平野大臣のほうからもご指示がありまして、具体的な作業を今、省全体で取り組もうということで、迅速に救済ができるようにということで努力しているところでございます。

それから、壊れたテーブルのように同じことを申し上げてきているのですが、前回は申し上げましたが、地元からの陳情が私のところにも引き続き来ているのですが、前回以降受けた陳情でもなかなか、やはり指針に明記されていないということで救済が難しいというお話が、先週は宮城県の漁協の方だったんですけども、恐らく東電のほうにもおいでになったのではないかとと思ひます。そういうことが続いておりますので、繰り返しになりますけれども、請求者の方に丁寧に説明していただいて、そして柔軟に対応していただきたいなということを改めてここでまた繰り返しお願ひしたいと思ひます。

柳澤副大臣がおっしゃいましたように、前回に引き続き今回も、それぞれ忌憚のない、前向き

な解決に向けていけるように、皆さん方の活発なご議論をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○守本参事官

どうもありがとうございました。

それでは、本日のほかのご出席者の方につきまして、お名前をご紹介させていただきます。

左手のほうから、文部科学省原子力損害賠償対策室の大竹室長でございます。

原子力損害賠償紛争解決センターの野山室長でございます。

文部科学省原子力損害賠償対策室の松浦次長でございます。

右のほうに行きまして、内閣府被災者生活支援チームの松永参事官でございます。

復興庁の由良参事官でございます。

東京電力の廣瀬常務でございます。

東京電力の小川室長でございます。

原子力損害賠償支援機構の丸島理事でございます。

原子力損害賠償支援機構の保住福島所長でございます。

本日、資源エネルギー庁の電力・ガス事業部長の糟谷が若干遅れてございます。

事務局をご紹介いたします。原子力損害対応室の西田企画官でございます。

それから、先週から福島復興局のほうに行っていたことになりました、対応室と復興局併任ということで、杉本室長でございます。

司会是对应室長の守本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の円滑化会議では、東京電力の賠償の進捗状況、ADRセンターの活動状況についてご報告をいただくとともに、先般取りまとめられた第二次追補を踏まえた賠償の考え方について議論してまいりたいということでございます。

お手元の資料、すみません、資料番号がない議事次第がございますが、まず議題1に関連しまして、原子力損害賠償の進捗状況につきまして、東京電力からご説明をお願いいたします。

○廣瀬常務

東京電力の廣瀬でございます。それでは、毎月定例でございますけれども、パワーポイントに沿ってご説明申し上げます。

下のほうのシートですけれども、前回3月19日時点でお示したのものから、新たに初めて賠償を請求される方も含めて、1回でも請求をされている方の世帯が、トータル6万3,800世帯に対して5万1,700世帯、81%ということで、前回は71%でしたので、この1カ月の間でちょうど10ポイントふえておりまして、今、毎週2ポイント強ぐらいずつふえておりまして、3月頭ぐらいに若

干全体の申し込みが少なくなったのですけれども、その後また3期が始まるとともに最初からの分も含めて今ふえてきておりまして、やっと81%を超えたというところでございます。

書類の確認に要する日数、それから合意から支払いまでの日数につきましては、目標をかりうじてではございますが、引き続き上回ったというか、その中で処理できているということが続いております。

下のグラフをごらんになっていただいて、左側が個人の賠償ですけれども、前回、第2期目の終わりのころで棒グラフの受領件数が随分少なくなっていたときがございましたけれども、また3月の後半から始まりまして、今やまた1,000件を超える申し込みがございまして。それに加えて、折れ線グラフのほうですが、確認の件数もまた再び巻きが入りまして、1日1,200~1,300件、1,400件近い高いレベルで今確認作業を行っておりますので、その結果として、おくれることなく処理が進んでいるという状況でございます。

めくっていただきまして、次のシートは、これは今回初めてでございますが、自主的避難についてのご説明でございます。3月9日に当該対象となる方々に対して用紙を送らせていただいて以降、受け付けを開始しております。私どもから各市町村からの住民データに基づいてお送りしたのが58万世帯に対して、皆さんのところが対象ですよということで送らせていただきました。そのほか、住民票をお持ちでない方等々も含めて少しふえておりまして、現在62万通の請求書をお送りして55万通が戻ってきておりまして、右側のグラフの下に書いてありますが、そのうち46万件がもう既にお金のお振り込みを完了しております。

先ほど柳澤副大臣からもありましたが、おかげさまで、右側のグラフをごらんになっていただきますと、白っぽい棒グラフのほうを受領件数ですので、3月9日以降、最初は急速に1日に5万、10万というぐらいの勢いで到着して山ができてしまいましたけれども、追いかけて、黒いほうの支払いも、1日2万5,000件ずつ、約100億円ずつ支払いが進みまして、大分追いついてきたということで、もう戻ってくるほうは当然サチュレートしておりますので、恐らく今週中ぐらいにはほぼ全部在庫がなくなるというぐらいの状況になっていくと思います。

ちょっと左のほうの円グラフを見ていただきたいのですけれども、これは請求されている方の請求の状況ですが、大人が105万件、それから妊婦さんとお子さんというカテゴリーが28万件、合計で133万人の方が今請求されておまして、これはいわゆる150万人と称されていた方々の内数ですので、ほぼ予定どおりいただいているところでございます。

ちょっと我々の見込みと大きく違っているところが、妊婦さん、お子さんの28万人でございます。このうち、自主避難をされたという方には、自主避難をされた先での領収証等々をつけていただいて、60万円、20万円分の実費相当額に当たる部分をお支払いしております。避難されなか

った方には40万円をということでお支払いさせていただきますが、この比率が、避難されたということで請求された方が77%、21万人に上っております。当初、これは紛争審査会でもお使いになったデータですが、福島県全体で避難されている方が5万人ぐらいというデータをいただいております、これは大人も当然入りますし、会津や県南の方々も、少ないでしょうけれども、入っていて、それが総数と見ていたのですけれども、実際にふたをあけて請求を受け付けてみると、21万人の方が、それも妊婦さん、子供さんだけで21万人の方が、自分は避難した、したがって60万円をということで請求されているということでございまして、当初、全体総額で2,100億ぐらいであろうということを我々は想定していたのですけれども、現在だけで既に300億近く請求金額が大きくなっているということが今の状況でございます。

続いて下にいったいて、これは合意書の返却の状況でございます。こちら側から金額をお示しして、これでいかがでしょうかという合意書をお出ししてから、それでいいというお返事をいただくまでの日数を書いたものでございます。左側の円グラフが個人でございまして、8割の方が2週間以内に合意をいただいております。これは、前回1カ月前のこの場でお示したときは70%でございましたので、80%ということで、そういう意味では迅速化が進められております。その反対側として、一番時間のかかっている4週間以上というところが、前回19%でございましたが、これが10%に減ってきております。法人のほうも、2週間以内というのが87%から90%で、これはわずかでございますけれども、それから2～4週間が8%から5%に減っているということで、総じていい方向にシフトしてきておりますし、かなりの数が2週間以内に戻ってきているという状況でございます。

続いて4のシートでございまして、これは全体の請求、それから支払いの状況の総数でございます。そこでございますように、今、自主的避難についての請求及び支払いが相当数進んでおりますので、自主的避難の方の分だけで今2,000億を超える金額を振り込ませていただいております。それ以外も合わせまして全体で今7,600億円のお金が振り込まれております。

ちなみに請求の件数でございますが、左のコラムですけれども、個人と法人・個人事業主の方だけで15万5,000件の請求をいただいております。これに自主的避難の55万件を足しますと、約71万件近い件数を今処理しているということでございます。

その下の参考は、毎度のカテゴリーでございますが、これはここに書いてあるとおりでございますので、省略させていただきます。

裏をめくっていただきまして、最後のページに、これはご参考でございますけれども、今申し上げた金額を、各世帯当たりでどのぐらいのお支払いがされているかというのを、11月末分まで、最初の9カ月分で請求をいただいている世帯でとってみた金額でございます。いろいろなカテ

リーがございますけれども、9カ月間で369万円。もちろんおひとりの世帯もあつたり、大家族の世帯もいらっしゃるわけですが、平均で9カ月当たり369万円、1カ月当たり41万円、この1世帯当たりの平均は2.5人でございますけれども、こうした金額が今実数としてお支払いされております。中でも、ちょうど真ん中に就労不能損害176万9,000円というのがございますが、これは9カ月分でございますので、1カ月分で割りますと、平均で1世帯当たり19万7,000円、20万円弱の請求をいただいております。これは世帯当たりですので、もちろん夫婦共働きであつたり、お子さんの中でお仕事をされていらっしゃる方というのは当然いるわけですから、お1人当たり直しますと、恐らく10万円台の下のほうが毎月これまで就労されていたときに収入を得ていた額ということがおわかりいただけると思います。

私からはとりあえず以上でございますが、その後についている「中間指針に明示されていない損害に対する対応状況」でございますが、これはこれまでもご説明差し上げている分も入っておりますけれども、自主的避難については、当初、中間指針第二次追補で示された23市町村以外に、県南に広げているということ、それから宮城県の丸森町という少し福島県に食い込んでいる部分についても今ご提案させていただいているということ。

観光風評被害では、千葉県のパ洋洋岸のところを新たに賠償対象地域として、賠償を進めさせていただいていること、さらにそれ以外についても今いろいろな協議をさせていただいているということ。それから、山形県については、米沢市周辺の観光業者に対して賠償を開始しているということ、そのほかについても現在協議を始めているという状況でございます。

私からは以上でございます。

○守本参事官

どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連しましてご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

○柳澤副大臣

この2. のところで、5万人のいわゆる自主避難だけれども、21万人の請求が上がってきているというのは、要は、この自主避難というのは、今避難をして離れている人や、1回でもどこかへ逃げて、今は戻ってきていても出すのでしたか。

○廣瀬常務

ええ。程度の問題はございますけれども、対象の期間の間に一たんでもその地域に入られた方という概念はあります。

○柳澤副大臣

そうしたら、すごくふえるよね。

○廣瀬常務

ただ、行ったり来たりされる、同じ方をダブルカウントする必要はないですので、あくまでも、私がちょっと行って、お前がちょっと行ってということがなければ、同じ人が何度か行ったり来たりしている分には1人ですので、本来であれば、この21万人はいささか多いかなという感じはしております。

○柳澤副大臣

私のほうは、自主避難で避難をして、去年の12月までのところでまだ戻ってきていなくて避難した先にいるという基準ではないのか。

○廣瀬常務

そういう基準ではございません。一度でも出られた方という基準。もちろん、細かくやると、正直、切りがなくなりますけれども、私どもは、何回か往復した方についても、1回当たり交通費が1万円ずつかかって5回行ったといったことを本来はやるべきなのだと思いますが、とにかく150万人の方々ということで、せつかく指針のほうでも40万円なり8万円の定額の賠償の考え方をお示しになっておりますところで、実費分だけ、まさに積み上げで領収証を一つ一つ確認してということをやりますと、全体的に結局個別になってしまいますので、そこは避けたかったものですから、まずは妊婦さん、お子さんだけですけれども、実際に避難された方については、当然40万円の中に避難費用というのも幾ばくかは含まれているという考え方が中間指針の二次追補には含まれておりましたけれども、それでも当然その増分というものはあるだろうし、ましてやお子さんの場合は、お子さんだけが勝手に交通機関を利用してどこかに避難されるということはありませんから、当然親御さんが同伴される、あるいはおじいさん、おばあさんが行ったり来たりするといったことがあろうと思われましたので、世帯当たりでお幾らというのをお渡しすべきだろうと。ただ、その世帯当たりも判定の基準が難しいので、実際に避難された妊婦さん、お子さんについて、1人当たり20万円分、そうした実費がかかるだろう。お2人いれば40万円、妊婦さんもいれば60万円となっていくわけですが、プラス20万円という概念を出した。ただ、その総延べ人数がまさかここまで多いとは正直言って思っていなかったのが、実際にふたを開けてみるとそういう請求がされているということでございます。

○柳澤副大臣

原則は、言われたことに対してきちんと出しましたということでもいいですね。

○廣瀬常務

はい。逆に言うと、幾ばくかのエビデンスはいただいております。全くの言われるままということではございません。ただ、そのチェックについては、正直言うと、そこまで細かく一つ一

つやれていないというのも事実でございます。

○柳澤副大臣

わかりました。妊婦さんとお子さんだということも踏まえて、あったのは、ほぼ賠償を出す形をとりましたという判断でいいですね。

○廣瀬常務

はい、ほぼ言われる、個人で請求される、ほぼ100%、まさにそのとおりです。その結果がこうです。

○柳澤副大臣

ありがとうございました。

○守本参事官

ほかにございますでしょうか。

それでは、なければ、また戻ってきていただいても結構でございますので、次に進ませていただきます。

次の議題2に入りたいと思います。資料2、資料3と続けまして、文部科学省からご説明をお願いいたします。

○野山室長

それでは、先に私、野山のほうから簡単に説明して、それから引き続いて松浦次長のほうから説明を行いたいと思います。

ADRの状況ですが、まず、資料2の2枚目につけてあります表をもとに、概況を簡単に説明したいと思います。一番上に申立件数という網かけになっていない欄がございます、これが昨年9月受付開始以来の各月の新規申立件数でございます。最初のころは少なかったのですが、昨年末ぐらいから250を超え、その後2月、3月と100件以上のペースでふえておりまして、4月も3月をちょっと超えるかなということを予測しております。非常な件数の増加で、なかなか大変な状況でございます。

他方で、その下の網かけのところが既済件数、それから一番下が未済件数累計ということでございます。既済件数ですが、一番右端に合計147とあります。ミスリーディングな表だったかもしれませんが、一番上の和解成立80の下に、全部和解、一部和解、仮払和解とあります。このうち既済としてカウントできるのは全部和解の61件だけでございます。この61件と、和解打切り24件、取下げ62件、この3つの数字を合計して4月19日現在で147件の既済であるということでございます。

それから、この表に書いてございませんが、私どもが内部でカウントしているちょっと別の数

字がありまして、この和解成立といいますのは、実質合意ができた後、さらに和解契約書を作成して、双方の押印を経た和解契約書ができたことを当センターが確認するというところで、全部和解がカウントできるようになっています。実際は、私どもが内部的に用いておりますのは、全部和解案を提案したという数、まだ既済になっていない未済件数のうち、全部和解案を提案済みであるという数を別途内部的にカウントしておりまして、それが4月19日現在で87件というのがございます。既済と未済のうち、全部和解案提案済みというのを足すと、147足す87で234という数字になります。

現在私どもは、大体標準5カ月で審理を終えるという実績ができていると見ております。その根拠でございますが、申立件数9月38と10月80を足しますと、118という数字が出ます。10月から5カ月たった前月3月末日現在で、既済件数プラス全部和解案提案済み件数が118を若干上回る数が出ておりました。それから、その9月、10月を足した118に次の11月の143を足しますと、261という数字になります。4月末までに全部和解案提案済みが261を超えれば、5カ月でこちらとしてなすべき審理は終えているということになりまして、その数字が4月19日現在で234に来ていますので、4月もそれぐらい、261は何とかいけるのではないかなという楽観的な見込みを持っております。

ただ、これから後が非常に大変なわけですし、見ていただければわかりますとおり、今言った審理5カ月ペースを維持しようとすれば、来月5月には12月の新受260件の和解提案をしなければならぬ。6月には1月の248、7月には2月の355、8月には3月の466、こういう2倍、3倍増の和解提案をしていかなければいけないという非常に大変な状況でございます。

それとあと、最近ちょっと審理の渋滞も出てまいりました。ということで、資料2の最初の総括委員会のペーパーにちょっと戻っていきますと、全文はお読みいただきたいと思いますが、骨格だけ申し上げますと、表紙の真ん中あたりに①、②というのが書いてあると思います。ここにどういう現象が起きたかということが書いてございます。まず、本年2月以降、申立書が提出されても受理手続・担当仲介委員及び調査官の指名にこれまで以上に時間がかかる。それから、担当仲介委員・調査官が決まっても、さらに事案の検討がおくれ、口頭審理期日の設定や和解案提示がおくれる。そういう遅滞現象が内部で現実には生じました。こういうことは外にオープンに公表すべきだということで、ここで書いてあるわけでございます。

ちょっと先走りますが、資料3の一番上の表で、申立件数、累計1,902というのが一番上の右端にあります。それから、右端のその2つ下1,400、これが仲介委員・調査官の指名通知発出済件数でございます。500件ぐらいのギャップがあります。これは、500件丸々指名ができていないのではなく、コンフリクトチェックといたしまして、仲介委員に内定した弁護士さんが当事者と、かつ

て依頼者だったり、相手方当事者だったりとか、そういうことがないかというチェックをするという手続でとまっている分がこれの半分ぐらいとしても、200件ぐらいはちょっと正確な数はわかりませんが、500のうち内定していない数がある程度ある。ここのギャップのことを仲介委員の指名のおくれと評価しているわけでございます。現在はかなり改善されましたので、4月19日現在のこの数字はかなり改善された数字ではないかと思っております。

ということで、思い切った改善をしないといけないということで、最近何を考えているかということが、その裏側の2ページの上のほうからでございます。いろいろ書いていますが、①の下から2行目、審理の一層の簡素化を図り、和解案提示のさらなる早期化を目指す。②、案件受理段階での成熟度・難易度・事件類型等に応じた振り分けを実施する。③、当センターの和解の基準、総括基準あるいは和解事例を広く周知して、当事者間の直接交渉にも使えるような措置を講ずる。④、申立人代理人及び東京電力の迅速審議へのご協力を継続して求めるということでございます。

そういうことで、現在、審理の簡素化ということで、書面審理もふやそう、口頭審理も原則として開かなくてもいい、開いても1回限りといった方向にかじを切ろうとしております。パネル協議期日も削減しようとしております。ということで、後で松浦次長のほうからご説明がある資料3の最後についております「申立から和解成立までの一般的な流れ」も今後は、真ん中から下の辺ですか、⑥、⑦、⑧あたりが省略される事件が非常にふえていくだろうと思っております。

大体このような経過でございますが、審理手続の思い切った簡素化、それから人員や物的体制の強化、そのようなことを実施して、来月以降、200件、300件と和解案が提案できるような体制を現実につくっていきたいと思っております。東京電力のほうにもご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○松浦次長

続きまして、資料3をごらんください。今、野山室長から大体ご説明があったとおりですので、ざっと簡単にご説明だけいたします。3枚目の流れ図と1枚目の数字の部分とを適宜見比べていただければと思います。

申立受理については1,902件。これは、1回東京電力のほうに申立書が行きまして、3週間以内に答弁書を作成するという手続になっております。そして、それと並行しながら仲介委員・調査官の指名通知を発出する。この段階で4月19日現在では約500件、この間に在庫のようなものがある。いずれ調査官がいろいろな申立ての中身の確認等をしてしながら申立手続を進めていきますが、必ず大体第1回パネル協議期日を通して行く。そこまでの間に4月19日現在では約800件超が数字として差があると。これは、ずっとトレンドを見てきていまして、やはりここがどんどん増え

ていきますので、まずここについてある程度調査官の充実等の体制強化の必要がある。

その後、⑤の第1回パネル協議から和解案提示までは、今、野山室長からありましたとおり、ここについては効率化をどんどん図っていく。これまで総括基準等あるいは和解の実績が出てきておりますので、ある程度ここは迅速・効率化できていくのではないかと見ております。この和解案提示の段階で今181件ですので、このパネル協議から和解案提示までも約800件超ある。ここについても増えていくところがありますので、ここについては、調査官もさることながら、仲介委員についてもある程度増やしていかないと、どんどん飽和状態に至っていくと見ております。

いろいろな手続改善をしていくので、こういった数字のチェックポイントは、今後も一番最適なものにある程度見直しつつ、効率化を図っていければと思っております。

以上です。

○守本参事官

ありがとうございました。

ただいまの説明に関連してご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

○柳澤副大臣

大変ご苦勞いただいているのがよくわかるのですが、ここに体制の充実整備について、文科省のほうでもやられているけれども、「政府関係各方面に特段のご配慮」という表現がありますけれども、この辺、いわゆる体制の強化というのは今、図られているんですか。

○野山室長

冒頭、神本政務官からもお話がありましたとおり、平野大臣を初めとして、本省の関係部局には非常に尽力していただいているところでございます。もちろん文部科学省だけではできないことですので、他省庁、内閣等にもいろいろ働きかけを行っております。

仲介委員につきましては、間もなく40名程度の増加があり——発令がされたか、されていないかはちょっとリアルタイムで把握していないので申しわけございませんが、さらに同数程度の増加を現在図っているところでございます。調査官につきましては、今年に入って3月、4月で10名程度増加しまして、しかし、さらに大幅に増加できないかということで、今ご尽力いただいているところでございます。あと、これらを補佐する関係の事務をやる職員についても、それ相応の増加をこの春にも現実に行い、さらにできないかどうかを検討していただいているところでございます。

○大竹室長

今申し上げたとおりですが、当然いろいろな意味でまずリソースが要るということで、これの手配も含めて、関係するところをお願いしているところです。さらに、仮に金銭的なリソースが

用意されましても、さらに先に人的リソースが非常に要るということで、これはこれでまたちょっと別途日弁連ほかともご相談をしているところで、まず資源を用意して、その上でそろそろ人の準備もという形で、どこまでできるかわかりませんが、我々としては、戦力の逐次投入ではなくて、できるならば、できる限りの範囲で一括して、まずは体制を強化しようと考えているところです。

○柳澤副大臣

また、そういう意味では、何か全体で少し応援体制なりあれば、また要請を出していただいて、そうはいつでも、物理的にもそうたくさん人が余っているわけでもないでしょうし、お金の問題もあるでしょうし、経験とか、今までの簡素化や和解提示の例を使ったり、いろいろ研究をできるだけ進めてスムーズにする等も含めて、ぜひこういう会も使って、必要であれば、またいろいろ要請いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○廣瀬常務

本当にADRセンターさんには大変ご迷惑をかけておまして、私どもとして一生懸命やっついていかなければいけない点が多々あろうと認識しておまして、きょうご指摘いただいている中で、申立てがあった1,900件の審理をいかに迅速に進めていくかという部分で私どもとしてご協力していかなければいけない点、これはもう全くそのとおりでございますので、今後とも私どもなりに、先ほどお話がありましたように、3週間以内にしっかり答えを出すなり、そういったことで一生懸命やっついていきたいと思っております。

それからもう一つ、ADRに申立てされる件数そのものが非常に急増しているの、それを何とかできないかということで私どものほうにいただいている記述がございますが、そこに法及び紛争審査会の一般指針にもとる我々の対応という記述がありますが、我々は、一般指針、一般指針と言いながら、ちっともそこから踏みでないというご批判は多々いただいておりますけれども、法及び一般指針にもとるというご指摘をいただくのは初めてでございますが、我々も一生懸命やっついてまいりますので、若干寂しい表現だなというのが正直なところでございます。

それで、その件数ですけれども、先ほど私のほうのプレゼンでも紹介いたしましたけれども、私どもで今いただいている請求件数が15万5,000件、プラス自主的避難のほうを入れてしまいますと70万何ぼになってしまいますので、70万何ぼに比べると、1,900件というのが0.2%とか0.3%とかということになってしまいますが、それを除いた15万5,000件のいわゆる賠償部分の確認や審査が必要な賠償部分に対して1,900件というのが1.2%の数でございますので、この1.2%をどうやって急増させないように我々の全体の中でやっついていくかということが、我々としてできることがあればということなんだと思っておりますけれども、これは正直言って、なかなか容易でないというのが

一つございます。特に、先ほど柳澤副大臣がご質問された自主的避難の件数の実費の扱いがございましたけれども、あれは引き合いに出す例として適切ではないかもしれませんが、我々としてはかなりざっくりスピードアップを最優先にした取り扱いをいたしました。結果として相当な数が申請されてきてしまっている。ですので、しっかり一つ一つを確認して、一つ一つを見ていく必要が、今回は自主的避難については正直言って物理的にできませんでしたが、本賠償のほうについては、そうした作業をしっかりやっていくということも迅速かつ公平・公正な賠償というのには必要だと考えておりますので、大変難しい宿題だということは認識しておりますが、とにかくご迷惑をかけ続けるというわけにもいきませんので、我々としてもしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○柳澤副大臣

一つは、こういう形でこの場ではなくて、少しADRのほうから東京電力のほうに、こういう具体例でこうだということを率直に、事務局も間へ入って伝えてもらうような努力をきちんとしていただけませんか。そうすると、同じようなのでこっちへ来ているけれども、これは東電との交渉のところでこのグループはきちんとしてもらえば上がってこないで済むではないかということが、できるだけそこで済むような形をやるということは大事だと思いますので、これはもう随時率直に、もし東電が言うことを聞かなかつたら、私に言ってください。私が仲立ちします。という形で、お互いに本音でやりながら、うまくグルーピングしながら進めていかないといけないと思いますし、これは、代理人とか、この法律用語はよくわからないんですけど、法テラスとか、ああいうところで協力してもらおうボランティアとか、もし場合によってはもうちょっと枠を広げて協力してもらえるような体制というのも少し必要であれば、また要請を出すということもあるでしょうし、そんな知恵も皆さんのほうから少し出していただければと思いますので、お願いしたいと思っております。

#### ○大竹室長

若干きつめの表現であります。現場は野山室長のほうで大変苦勞されている。我々のほうは、日々いろいろな問い合わせの記録などを見ておりますと、来られる方の中には本当に最初の心証を害してかなり過激になって来られる方もいて、それを全部、センターのほうはそのように一度ヒートアップした人を受けているので、そういうこともあろうと思うので、本当にその辺は、逆に言えば、七十何万件を対応されている中でも、現場でやっておられる方はそれはそれなりのストレスがあるとは思いますが、双方ストレスの投げ合いをしていてもしょうがないので、その辺をどうマイルドにしていくかということなので、東京電力さんにおかれても苦しいとは思いま

すけれども、その辺のところは誤解などをなるべく生じないように、これは重ねてお願いでございますが、対応をよろしくお願いします。

○廣瀬常務

一生懸命やっていきたいと思えます。

○柳澤副大臣

僕も余りしゃべり過ぎてはいけないんですが、これからその辺がうんとふえると思うんです。帰還を含めていくと、どちらかという、問題は額などではないんです。比較感なんですよ。今回、区域の見直しでも今非常に苦勞しているのは、3区分するのをできるだけ平等にしてくれなくなってしまいます。差をつけることが帰還あるいは住民の納得が得られなくなるという比較感はずい出てきますから、その辺のところは今まで以上に、特に自主避難というのは150万あっても非常に物理的に対応できることですから。ところが、これからの、東京電力さんも本当に親身に、相手の立場に立って、感情的なこじれを入り口でつくらないようにきちんとしていただかないと、苦情というのはこじればこじれるほど、後へ行って重くなってしまいます、感情が引きずりますから。だから、何かあったら、できるだけ上の人が行ってじかに話を聞くと、担当者でこじれたのを任せておかないで、次のステップをきちんと踏んで、その入り口のところできちんと解決するという努力は今まで以上にきちんとしてもらえませんか。今までは物理的に失敗したとか間違ったとかという処理なんだけれども、これからは全然違うんですよ。本当に感情的なことをどう解きほぐしていくかということですから、それがこじれてそっちへ行ってしまうと、そっちもやろうとしてもどうにもならなくてこんがらかってしまうところが出てくると思うので、そうすると、そのときにこの辺をお互いに注意したらいいというのは、また情報の共有化してもらいたいと思えますし、ぜひよろしくお願いします。

○松浦次長

今、柳澤副大臣に言っていたで大分ほった部分もあるのですが、先ほど自主避難の件で、多少思ったより多めに来ってしまったという弊害もあったと思うんですが、逆に、こじればこじれるほど時間もかかって、特に弱いところは、その間にだんだん疲弊して倒れていくということもあるので、長期に紛争を長引かせるコストを節約するためにも、ある程度迅速に、大ざっぱにやれるところはやっていただいたほうが、これから特に避難区域の財物の賠償とかが始まりますので、その前にもうある程度解決できるところは解決する努力を引き続きやっていただきたい。あと、ADRはある程度中立性の確保が必要ですので、そのつなぎの部分は、文科省の本省と経産省とよく連携をとりながら、この円滑化会議でできる部分を解決したいと思っております。

○柳澤副大臣

よろしくお願ひします。

○守本参事官

ありがとうございます。

それでは、よろしければ次の議題に入りたいと思います。議題3ですが、第二次追補を踏まえた賠償について、今、警戒区域の見直しと密接に関係するということでございまして、警戒区域等の見直しの概要と、それから現在行っている地元への説明状況に関しまして、支援チーム、復興庁のほうから説明をお願いいたします。

それでは、まず資料4、支援チームのほうからお願いいたします。

○松永参事官

資料の4-1、4-2でございます。ご案内のとおり、12月16日に現災本部におきまして原子炉の冷温停止状態が確認されたことを受けまして、12月26日に現災本部決定におきまして区域の見直しについて決定したところでございます。

区域の見直しの概要でございますが、4-2の資料をごらんいただいておりますように、原子炉の状態が安定していない中で、避難指示を3キロ、5キロ、10キロ、20キロと拡大していったことを受けまして、原子炉の状態に起因する同心円状の20キロの避難指示、ここに罰則でもって立ち入りを禁止する警戒区域を引かせていただいております。それに加えて計画的避難区域ということで、線量に応じまして、20ミリシーベルトを超える地域につきまして避難をお願いした。これが経緯でございまして、これを現災本部が、冷温停止状態の確認を受けまして、炉が安定したという状態になったということに基づきまして、線量ベースで、避難指示解除準備区域、それから居住制限区域、それから帰還困難区域へと3つに再編するというのが、今回の見直しの方向でございます。

具体的に申しますと、4-2の資料にございますように、4月1日付で田村市、川内村。田村市につきましては全区域、田村市の一部が警戒区域内に入っていたわけでございますけれども、これが避難指示解除準備区域と指定させていただきました。それから、川内村につきましては、一部の地域で居住制限区域、そして残りを避難指示解除準備区域と設定した上で、警戒区域もそれぞれの市・村の境まで後ろに下がったという状態でございます。

4月16日になりまして、これは3月30日に決定したものでございますけれども、南相馬市につきましてそれぞれ、警戒区域につきましては浪江町との境界まで下がることになり、区域につきまして、避難指示解除準備区域と居住制限区域と帰還困難区域の3種類に区域を設定し直させていただいたという状況でございます。

残りが8町村でございまして、上から飯舘、川俣、葛尾、これは計画的避難区域でございます。

葛尾村は一部警戒区域内でございますけれども、葛尾、浪江、双葉、大熊、富岡、楢葉と、こちら辺が警戒区域内でございます。これは現在、市町村及び住民とのいろいろな打ち合わせ・調整を進めているところでございます。後ほど由良参事官からございますけれども、引き続き市町村等に説明をするとともに、住民への説明もしっかり行っていきたく思っております。

#### ○由良参事官

初めて参加させていただきます復興庁の由良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。住民説明会等についての状況を報告せよということでございましたので、資料5に基づきまして簡単にご紹介させていただきます。

1枚めくっていただいて3ページ目のところに開催実績をまず書いておりますが、7つの市町村で3月20日以降、順次開いてきております。今、資料の4-1、4-2でご説明がありましたように、3月末で区域の見直しを川内村、それから田村市、南相馬市について順次決めてきておりますが、その直前、あるいは南相馬については、これも区域が変更される直前に地元でご説明させていただいているというタイミングから入っております。それ以降も必要に応じて、町のご要望に応じてご説明をしているところでございます。あわせて議会の全員協議会でも幾つか、4番、飯舘村、5番、楢葉町、7番、大熊町等でご説明をさせていただいております。

議論の状況でございますが、区域の見直し、それから賠償の指針あるいは除染の計画といったものが3月末をめどに幾つか準備をいただきました。復興庁としては、そういったこと全体を束ねて、機関の支援あるいは区域の見直しの作業、そういったものを束ねて地元とご相談させていただく立場と考えておまして、それぞれのテーマを1回の説明会で一緒にご説明し、一体的な取り組みとして地元の方にもご理解いただくという努力を進めているところでございます。

そういった中で出てきております意見もる幅広うございまして、見出しで見ていただきますと、区域見直し、除染、賠償、インフラの整備、放射線あるいは原子力発電所の施設の安全性、その他ということで、幅広く出ております。

ざっとまず流させていただきますと、区域の見直しでは、1つ目、町村内の全地域を一体的に区域を見直してほしい。これは、賠償にもかかわってくる論点でございます。それから、治安が心配というところがたくさん出てまいります。警戒区域だったところが解除されるので、治安が心配ということが出てまいっております。

2つ目、除染につきましては、徹底した除染をやってほしいという意味で、1ミリシーベルト未満になるまで除染すべき。この論点は、住民の皆さんが帰るタイミングにもかかわってきている議論かと思えます。2つ目の点も、結局1回しかやらないということにはならないようにしてほしいという意味で、徹底した除染のご要望でございます。

3つ目の賠償のところは、この会の皆さんのほうが詳しい点多々あるかと思いますが、ざっと並べますと、1つ目、賠償について、町村内を一体として扱い、差をつけるべきではない。2つ目、旧準備区域の8月末というのを引き続き続けてほしい。4つ目でございますが、農業が再開できるようになるまでは賠償を継続してほしい。あるいは一番下、立木の補償についても基準を示してほしい。その他幅広く出ております。

インフラのほうでございます。国道6号線、常磐道、それからJR常磐線というのが比較的よく地元ではご要望をいただきますが、中でも常磐道の整備というのは強く期待されているところでございます。それから、一番下に、合併槽や浄化槽といった下水道のインフラが整わないと帰れない。水回りのご心配というのは、どこの町でも必ずご指摘をいただく点でございます。

それから、放射線・安全性のところは、会場によって大きく指摘される場合と、そうでない場合とございますけれども、東京電力福島第一のサイトあるいは第二のサイトは、距離にかかわらず、20キロ圏内で避難された皆さんは、本当にもう安全なのか、戻って大丈夫なのかというご指摘は多数いただきます。一応年末の冷温停止をもって一定の相当しっかりした安全確認をしましたというご説明をしますけれども、十分納得というところまではいかない場合もございます。それから、放射線に対する不安がある。これは除染のところにもかかわる論点として出ております。

その他、中間貯蔵施設とか、高速道路の無料化等々、ご指摘をいただくところでございます。

今回、きょうまでのところでは、大熊町はちょっと除きますと、6番までの町は、解除されることがある程度見込める町を中心にご説明してございまして、そっちの話が中心でございますけれども、例えば大熊町あるいは富岡、浪江といった町でご説明をすると、それに加えて長期避難の住民の方々に対する住宅の確保、財物の論点等が出てくる、あるいは出てくると予想されるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、副大臣からもご指摘がございましたように、賠償とこういった支援策メニューの一体的な取り組みというのをぜひ進めていきたいと考えております。

#### ○守本参事官

ありがとうございます。

若干補足させていただきますと、原子力損害対応室の私以下、同じく復興庁と一緒に回ってまいりました。そのときの私が今思うところをお話しさせていただくと、賠償のあり方というのは、まず個々人の戻る、戻らないという判断に非常に密接にかかわっているというのが一つでございます。それからもう一つは、一つの市町村の中で複数の地域を抱えているところというのは、その地域の中で、公平と言ったほうがいいのか、同じ取り扱いということに対する志向が非常に強いということでございます。一方で、ほかの市町村との比較ということも非常に鋭敏に見ており

まして、そことのバランスということを非常に気にしているという状況の中で、この賠償のあり方、どのように基準をつくり、どのように運用し、説得しと、大変に難しい課題であると認識している次第でございます。

それでは、ただいまの説明に関連してご質問、ご意見等あれば、よろしくお願ひいたします。

○柳澤副大臣

きょうは支援チーム、それから復興庁からも来ていただいて、先週は復興庁の松下副大臣が双葉の町村を含めて回っていただく。それから、住民説明会も、今は復興庁を中心に、私たち現地本部、支援チームもそうですし、除染を担当している環境再生事務所のメンバーもそうですし、復興局、さらには今、県にきちんと入ってもらわなければいけないということで、県にもきちんと入っていただく。日曜日には復興再生協議会も開かれまして、ここからが本当に本番で、みんなで協力してきちんと説明をしていかないとなかなかうまくいかないという、ある意味でいくと、今まで1年間も大変な苦勞もありましたし、皆さんにもご苦勞いただいたと思うんですけれども、まだ総論のときのほうが、後でこのように準備をしてということになるのですが、もう具体的に動き出しますので、こういう議論をこれからもうちょっと、ここだけではなくて、むしろ事務方の会議の中では、事務局を中心にもっともっと密接につないでほしいと思いますし、よろしくお願ひしたいと思っています。

○守本参事官

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、資料6、第二次追補に係る賠償の考え方についての議論に入らせていただきます。

なお、本議題は東京電力の直接交渉における賠償の実態基準に関するものでございますけれども、ADRに関しましては、和解仲介を行う仲介委員の公正中立性の確保に配慮して、本議題の意見交換の結果というものが仲介委員の判断に何らの影響を及ぼすものではないということにつきまして、本会議の共通認識とすることを確認させていただきたいのですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、東京電力から説明をお願ひしたいと思いますが、あらかじめ申し上げますと、東京電力のほうから説明をいただく案は、私どもが各市町村を回った上で、できるだけその範囲で問題点をつぶしたいといひますか、問題点の解決に資するよふにということで、一緒に相談しながら作ったものということをまずあらかじめお断りしておきたいといひます。よろしくお願ひいたします。

○廣瀬常務

それでは私のほうから。今、守本さんからお話がありましたよふに、先ほど由良さん、守本さ

んからお話がありましたように、市町村において非常に大きな違いもございますし、考え方の異なる点もございますし、またこれまでの私どもの賠償というのは、当然でございますけれども、損害があった者に対して賠償するということですので、まず損害がありきであって、それに対して結果としてその賠償をしていくということですから、今回の件については、もちろん概念としてはそういう概念ですけれども、皆さん被災されて避難されていらっしゃる方々の今後のご自身の判断に基づく行動といえますか、動きに大変大きな影響を与えるおそれがありまして、各方面の方々のご協力をいただいて、あらかじめ市町村にいろいろなお考えをお聞きした上で、それを踏まえてこれをおつくりしているということでございます。

財物に係る賠償につきまして、まず不動産の部分です。基本的な考え方は、おのずと帰還困難地域などといった新たに示される区域の特性に沿って賠償するのですが、ただ、逆に区域が異なっても、結果として解除するまでに時間が同じになってしまう場合には、帰還困難地域と指定されているからどうだとかということではなく、結果的には同じような、実質的に格差が生じないようなことに持っていこうというのが、基本的な考え方でございます。

それに基づきまして、賠償額の算定方法ですが、まず帰還困難区域の基本的な方針としては、土地・建物に関しては全損扱いとしていこうということで、その算定の基準としては、固定資産税評価額を使って、さらに事故前の昨年3月11日以前の価値を賠償しようということでございます。

一方、居住制限区域と解除準備区域につきましては、先ほどもございましたが、解除までの期間に応じた賠償額ということを設定してお支払いしていこうということでございます。当然、今の段階で、これらの区域については、まだ解除までに見込まれる期間が公的には明らかになっていないというケースが考えられますが、その場合には、それぞれについて暫定的に解除期間を定めて、その期間に基づいてそれに応じた賠償金をお支払いしていくということをさせていただいて、万一解除までの期間が長引いた場合には、実際の解除時期にあわせてまたさらにその追加分をお支払いするといったことをしていったらどうかというのが、基本的な考え方でございます。その結果、例えば居住制限区域と解除準備区域という概念が2つあったとしても、もし同時に解除された場合には、結果としての格差は生じないということでございます。

続いて宅地についてでございます。具体的に宅地については、これも基本的には考え方は同じですけれども、事故前の価値を基礎として、解除までの期間に応じた賠償額を算定していく、お支払いしていくということでございます。

続いて、同じ居住制限区域・解除準備区域内にある住宅についてでございますが、当然、築何年ということによってその価値が減少していつているわけですが、ただ実際に建物を使用

することができないことに対する賠償として、これも事故前の価値を基準として、解除までの期間に応じて賠償額をお支払いするというところでございます。

この場合、特にこの両地域については、帰還が当然先行して行われるわけでございますけれども、その際に、まずは戻るためにはさまざまな修復費用が必要だろうということが考えられますので、この区域には、建物の規模に応じて算定した定額の修復等費用というものをまずお支払いして、それによって修復して住めるようにしていただいて、戻っていただくということでございます。全体の部分につきましては、その後修復等費用を控除した額を改めてまたお支払いするということもできるということでございます。

備考については、これはいずれの区域でもそうですけれども、あの地域であれば当然40年、50年の家が存在するわけでございますけれども、こうしたかなり古い家屋は、いわゆる減価償却的な考え方をいたしますと、ほとんど価値がなくなってしまうわけですが、さはさりながら実際に住んでいらっしゃるわけですし、こういうことがなければこれからも住めたとということもございまして、その部分をしっかり反映していこうということを考えております。

次の概念として、家財道具に対する賠償というのがございます。これは、本当にいろいろな世帯によって家財道具は当然違うわけですが、これもまた先ほどの考え方と同じでございますが、迅速化を優先していくということで、家族構成に応じてテーブルのようなものをつくって、一目でご自分の賠償額がある程度わかるといったパターンでやっていきたいと考えております。

既にご存じのように、一時立ち入りが3回、すべての地域で行われておりまして、4回目も来月には予定されていると聞いておりますので、あらあらの家財道具について、持ち出されているということも当然あるとは思いますが、そうしたことも踏まえて、帰還困難地域については、他の2区域に比べて今後立ち入りを制限される区域であるということも反映して基準を設定していこうということでございます。

それから、これもいわゆるテーブルでやるわけですから、当然それでは済まない高価なものなりなんなりが損害を受けているというケースもあろうと思っておりますので、そうした場合には、実費による積み上げによって、改めてその不足分を補うということも可能とさせていただくということでございます。

以上が財物に係る賠償でございます。

続いて、これも帰宅に向けていろいろなケースで考えられるわけですが、いわゆる「特別の努力」と称されている部分でございます。これは、避難されている方が従前の事業または仕事を継続することができない場合、今後その再建に向けて、営業の再開や就労に努力することを「特別の努力」ととらえまして、現在では、いわゆる就労損害分から、新たに臨時にパートとかアルバ

イトとかといった臨時収入があった場合には、そこを控除する運用になっておりますけれども、今後そういうことを控除しないようにするというところでございます。本方針は、次回の請求受け付けからの運用を目指して、私どものほうで検討を進めさせていただきたいと思っております。

それと、新しいページに入ってください、3つ目の大きな概念としては、旧緊急時避難準備区域における損害でございます。これは、まさに広野とか、新しくまさに帰宅を始めようとされているところでございます。ここにおける損害については、中間指針の二次追補の考え方を踏まえて、いわゆる終期あるいは早期帰還者への賠償のあり方も含めて、これはいろいろなものがございまして、難しい点がございまして、先ほどのヒアリングの結果でも一部そうした意見が紹介されておりましたけれども、私どもとしては、できるだけ早目にお示ししたいと考えておりますので、5月をめどに発表することを努力してまいりたいと思っております。

また、IVとしては、自主的避難等に係る損害。これも引き続き検討してまいります。

一つ飛びまして、最後のVI、今後の予定のところを私からご説明させていただきます。上記I及びIIの考え方、これは財物、不動産と、それから「特別の努力」というところでございますけれども、それをもとにして、今月中に賠償の方針を発表するというところで、これは一両日中にも私どものほうで発表させていただきたいと思っております。

それから、先ほど途中でございました修繕等費用につきましては、これは実際、修繕等をしませんと帰宅を促すことができないということがございまして、これも5月中の受付開始を目指して、関係機関と調整させていただいて進めていこうと考えております。

また、その他の項目につきましても、国や地元自治体などの関係機関との調整を進めまして、速やかにやっていきたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

#### ○西田企画官

それでは続きまして、V番の国の支援施策との連携につきましては、資源エネルギー庁のほうからご説明させていただきたいと考えてございます。

先ほども柳澤副大臣のほうからもご指摘がございましたように、地域の復興への取り組みが本格化する中で、賠償及び支援策が連携していくことが必要と考えてございます。ここに書いてございますように、二次追補に掲げられた営業損害、就労不能損害等に係る特別の努力の考え方及び当該賠償の終期につきましては、国等による産業、雇用、営農等の支援策の強力な展開と相まって、被災者の生活再建を促進することを念頭に置いて設定する必要があると考えてございます。こうした観点から、今後、東京電力、国の賠償担当部局、復興庁が密接に連携し、整合性のとれた復興支援の体系の構築・実施に努めてまいりたいと考えてございます。

今後、具体的な体制等につきましては、関係機関の皆様ともご相談しながら作っていきたくと考えてございます。

ご説明は以上です。

○守本参事官

どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関連してご質問、ご意見等があれば、お願いいたします。

○西田企画官

すみません、3点ちょっと確認させていただければと思うんですけども、まず「特別の努力」のところについてでございます。これにつきましては、ADRのほうから総括基準も出ているところでございますけれども、これは地元等を回ると、この「特別の努力」の定義自体、どういう定義で対象になるのかと、自分が対象になるかどうかというのは非常に厳しく問われるところがあります。ここににつきましては、避難等、避難者が避難したゆえに従来の職業、事業の変更を余儀なくされて、新たな就労あるいは新たな事業を開始しなければならなくなったような者については、これは「特別の努力」という形でとらえていこうという基本方針なのかどうかというのをちょっとご確認させていただければと考えてございます。

また、右側のⅢ番の旧緊急時避難準備区域における損害のところについてでございます。ここににつきましては、終期・早期帰還者の賠償はありますけれども、財物につきましては、例えばこの中で書いてあるような修築費用あるいは家財につきましては、請求者、被害者が求められれば、実費として払われるのかどうか、その辺の基本的な考え方で結構でございます。今ここで基準を説明してくださいと言うつもりもありませんので、その考え方につきまして現時点でのお考えをお聞かせいただければ。

○廣瀬常務

1つ目の「特別の努力」は、まさにここにありますように、生活再建に向けて営業の再開や就労に努力することということを「特別の努力」ととらえるということで、西田さんの今おっしゃったことと遜色ないと思っておりますけれども、もちろん個々にはやはり個別の事情をお聞きしてという丁寧な対応をしていきたいと思っております。

緊急時避難準備区域における損害ですけれども、これは先ほども言いましたが、たくさんの項目についての終期を考えていかなければいけないというのがありますし、その中で一方で、ここも当然、一番早く戻れるという意味では、戻ってこられることとなりますので、修復等費用が必要ということになれば、当然そこも考えなければいけないということでございます。それと、その終期を決めなければいけないその他の損害について、別々にやるのか、あるいはまとめてや

るのか、ちょっとまだそこまでは詰め切っておりませんが、当然、対象となり得るという意味では、おっしゃるとおりだと思っています。

○守本参事官

どうぞ。

○大竹室長

すみません、ちょっと質問が2つと、コメントが1つなんですが、1つは、これは帰還困難区域全損扱いですけれども、全損扱いとして、その価値の分を賠償することなんですけれども、所有権は、普通、全損だと所有権が移るのではないかなと思うけれども、それとは切り離して考えるのでしょうか。これが1つ目です。

○廣瀬常務

ここもなかなか難しい問題だと思っております。私どもとしては、賠償をとにかくどんどん進めたい、速やかに進めたいというのが最大の眼目だと思っております。その際に、確かにおっしゃるように、100%賠償するのだから、所有権というのは当然出てくるんです。ただ、そのときに、売ってくれということですね。所有権を東京電力に渡さないと賠償しないということというのが、果たして現実的なのであろうかと。もっと言えば、我々も所有権をもらってしまっても、もう一つ、実際問題として、その取り扱いについては相当難しいというのはございますけれども、まずは売ってくださいという賠償の仕方です。果たして進むのだろうかというのは、非常に難しい問題だと思っております。

一方で、環境省さんから中間貯蔵施設をつくっていく際に、所有権が被災者の方のまま残った場合、我々が100%の賠償をした後に所有権はその方に残って行って、その後に残念ながら後先の順番が逆で、後からこの土地が中間貯蔵施設の用地になりましたということで、環境省さんが取用的な部分でお話を持っていくときに、幾ばくか、あるいは全部かもしれませんが、取得のための金額が発生するおそれがある。それがかかった場合は、東京電力にさらに求償していいのかというお話を承っております。逆に言いますと、そうすると二重になってしまうので、それを防ぐためには、最初から東京電力が所有権をとっておくべきだという主張になっていらっしゃるのです。ただ、これもまた逆に、先ほどの地図にもありましたように、いわゆる帰還困難区域の中に中間貯蔵施設の用地が仮にできるとしても、かなり飯舘村のほうまで広くつながる区域のすべての名義を東京電力に移してくださいという交渉をするというのもいささか無駄な話だと思いますし、まずそもそも賠償が進まないと思います。したがって、その問題については、解決しなければいけないということで、今、関係機関、復興庁さんも入れて、いろいろお話をさせていただく必要があるなと考えております。

ただ、所有権を残した場合、被災者の方がそのまま持ち続けた場合に、固定資産税あるいは管理費用とか、万が一火災等々が発生した場合の責任とか、そうしたものが問題として残ります。それはそれで被災者の方にとっては負担になるわけですので、一方で先祖代々の土地にもしかしたら5年後、10年後に帰れるかもしれないわけですから、その土地は所有しておきたいというご希望をかなえていくためにも、今申し上げたような費用について、これは国へのお願いですけれども、特段のご配慮をいただかないと、所有権は残したはいいいけれども、住んでもいないのに毎年新たな出費がかかるということは、これはまたこれでいささか問題があるかなということで、解決しなければいけない問題は幾つかあると認識しております。

○大竹室長

ありがとうございました。

2つ目は修繕費用なのですが、これは、事故前の価値というのは固定資産税評価額ですから、下手をすると修繕費用のほうが固定資産税評価額を上回る例というのものもあり得るのではないかなと思うんですが、そういうときはどう対応するんですか。

○廣瀬常務

これは、修繕費についても、当然津波や地震によるものは、これは難しいですけれども、基本的には分けなくてはいけないと思っております。それでもなおかつ、もともと築何十年という古い家だったりする場合は、今、大竹さんがおっしゃったようなケースが存在し得ると思います。その際は、要するに戻るための費用ということで位置づけるしかないのではないかと、基本的には戻っていただくということがベースだと思っております。ただ、その修復費用にはいわゆるリフォーム代のほかにいろいろなものが含まれるべきだと思っておりますので、戻るために、例えば屋根がわらをご自分で除染してしまったとか、そういった費用も当然含まれるべきだとは思っておりますが、そうしたものを一切合財入れて修復費用と考えていきたいと思えます。

○大竹室長

1つコメントは、2ページ目の備考なのですが、お話を伺うと趣旨はよくわかりますが、これを公表される場合と、それから、さらにはこれが多分いろいろな対応しておられる方のマニュアルなどに記載されるのですけれども、先に見ると、逆に読むのではないかなと。要するに、これは古いから価値がなくなっているけれども、何ら評価しないということではなくて、実際に住んでいる効用を評価するということを言っているわけです。でも、逆に読んで、古いからもう対象になりませんという話に聞こえるとよくないので、書き方はもうちょっと丁寧にされるのがいいのかなという気はいたします。

○廣瀬常務

ありがとうございました。おっしゃるとおりです。

○守本参事官

はい、どうぞ。

○丸島理事

丸島ですが、今、大竹室長が指摘されているいくつかの点はそのとおりだなと思ってお伺いしていたのですが、それに関連して帰還困難区域の全損扱いの部分の記載ですが、ここでは固定資産税評価額をもとに事故前の価値を算定と書かれていますが、これは固定資産税評価額で算定するという意味ですか。それとも、固定資産税評価額をもとにして適切な評価方法を用いて算定するという、理解でよろしいんですね。

○廣瀬常務

はい、おっしゃるとおりです。

○丸島理事

言わずもがなかもわかりませんが、固定資産税評価額と実勢価格にはもちろん差異がありますので、そのような理解でよろしいですね。

○廣瀬常務

はい。

○守本参事官

はい。

○柳澤副大臣

この一番最後に、「上記Ⅰ及びⅡの考え方を基にして、今月中に賠償の方針を公表する」となっているけれども、今月中というのはもう、日数があるようで、ないよね。それがちょっと心配なんだけれども、これはうんと急がなければいけないのか。

○廣瀬常務

これは、おっしゃるように、実際に賠償の例えば書類を作成するとか、あるいは実際にその受け付けを開始するとか、現物の不動産を見に行ってからどうこうするといったことは、当然また先になると思います。ただ、この3月の中間指針第二次追補が出たところから、私どもは、早く考え方を示せという声を大分いただいております、そのころに、4月中にはお示ししたいということをお約束してしまっております。したがって、そのお約束にこたえるという意味で、何らかの発表をしたいということでございます。ただ、おっしゃるように、大変はねてしまう心配がたくさんありまして、現実的には、考え方というのでしょうか、ここにあるような部分からは余り

出たような、具体的に、ではご自分のうちが何千万円になるのだなといったことがわかるほどの具体的な基準のようなものはお示しすることは考えておりませんので、ほぼきょうお話ししたとプラスちょっとぐらいのところを考えております。

○柳澤副大臣

一つ僕のほうで今一番強く主張しているのは、この賠償の責任はすべて、一義的に今回の事故というのは東京電力さんの責任ですから、特に賠償問題というのは。しかし、実際の賠償を動かすとなると、すべての基準づくりも含めて東電さんに任せていいのかというのが私の基本的なスタンスで、そこにもうちょっと国もきちんと絡んで、なぜかといえば、東京電力あるいは、このV番目にもあるように、支援策にもつなげるということを踏まえて、賠償問題も、東電だけではなくて国も、いわゆる復興庁も含めて、ある程度オーソライズして説明するときには、それが東電も国の担当者も一定の説明がきちんとおけるといいう形をとらないと、ある意味では楽なんですよ、責任は東電だと僕らが逃げられるのなら。そうではなくて、ここから具体的におけるとときには、もうちょっと詰めて整理してからやらないと、この発表だけやると、読み方でいろいろな読み方がとれて、大変難しい問題を引きずるのではないかとちょっと今懸念しているんだけど、事務方のほうではどうですか。

○守本参事官

すみません、私の説明不足だったかもしれませんが、実はこのIの部分については、既に先週、先々週ぐらいから一応全市町村のほうに説明をして、基本ラインとしてはといたしますか、細かい話をすると、この中で実際に評価をどうするのかとか、傾きをどうするのかとか、そういう問題はまだ残っていますけれども、同じ時期の解除に対して同じ賠償をするといった方針は、それでももちろん、そもそも、まだこの区域の見直しというのはできていないところがありますので、これでご了解をいただいたということは言えないわけですが、こういう方針を進めていくということに関してはほぼ、あうんの呼吸も含めて、ご納得をいただいているという状況でありまして、したがって、ここに書いてある文言は、もうちょっと精査しないといけない部分はありますけれども、発表してももうサプライズではないという状況にはなっております。

○柳澤副大臣

IとIIの部分ね。

○守本参事官

Iの部分です。あとII、III、IVの部分は、これは今後中身を詰めていくということでございます。

○柳澤副大臣

ただ、ちょっと心配しているのは、このIの部分だけでも、ちょうど今、区域の見直しをしてきてどういう現象が起きているかという、川内村も田村市も、4月1日で警戒区域を全部解除してくれと、村として町としてもう一気に帰るといふことにしたいのだと。ところが、賠償が出てきたから、準備区域と居住制限区域にしてもらったほうがいいということで、区域の見直しがこういう形になったわけです。というふうには帰還とこの賠償が非常に連携していて、この後もその議論が非常に強まってくるような気がする。そうすると、これが、東電のほうからこうするという発表だけではなくて、国も住民説明をいろいろやってきて、東電と国と合わせて、あとはこういう形に具体的に話を進めますといった形でうまく発表しないと、ひとり歩きしてしまう心配があるなという懸念をちょっと今感じた。何か、これを言うことによって、今回賠償を受けようとしている人がうんと安心して、よくわかったというような発表にならないと思っている。もっと不安とか疑問とかをいっぱい広げてしまうようなきっかけになってしまう心配があるのではないかなという思いがちょっとしたので、これはそんなに拙速に急ぐ必要はあるのかと。

例えば、これが、川内村・田村市が準備区域などではなしに、村へ一遍に戻りますから、もうそのまま、こんな区域にしてもらわなくても結構ですということで動いているのならいいんですよ。この影響は飯舘村まで広がりますから、警戒区域の問題ではなくて。ということも含めて、何か……。うまくやってもらえるのならいいんですよ。ぜひその辺は、東電さんが賠償の責任者だから、すべて東電が発表して、東電に責任を持たせるというのではなくて、国もそこに区域の見直しも含めてやってきたその関連の中でという位置づけで少し整理しておかないと、さらに、細かいところはこれから順番に詰めさせていただきますと、区域の見直しと、帰還していただく中で詰めさせていただきますというあたりのところをうまくやってくださいよ。

#### ○廣瀬常務

わかりました。おっしゃるとおりのところはあると思いますので、その発表の前提といいますか、これは東電が決めた基準ということではなくて、国も含めた議論の中での経過報告的な、さらにこれから詰めていくのだという形になるような工夫をさせていただきたいと思います。

#### ○柳澤副大臣

ちょっとすみません。もう一つ、ちょっと心配しているのは、審査会の発表というのは、あくまでも賠償の法的なことを決めて、具体的な運用はもう東電に任せますとかと、基準が明確に出てきていないんです、あそこでは。となると、本当は、例えば終期、9月30日の準備区域を8月末にやるというのと同じように、この区域の見直しの解除をどうしていくのかと。ある程度終期もあって、こうしますよということもある程度見せていく。なぜかという、これからは全体の問題ではなくて、できるだけ今回の原発事故を収束させていく。広げるだけ広げる議論ではなく

て、収束させていく中にできるだけ住民の皆さんの理解と納得を得ながら収束させていくということが必要で、このまま、例えばさっきあった観光被害とか風評被害の議論というのも広げ始めると、これは無限に広がるんです。場合によったら沖縄から訴えてくるかもしれないです。日本全体に世界から観光客が来なくなると同じような議論で、うんと広がっていきますから。そうではなくて、その基準あたりは東電だけではなくてもうちょっと政府、僕らも入ってもうちょっと詰めて、それで必要であれば審査会にも問題提起をして、終期もひっくるめてこのように決めるということがあって、その後政策的な支援策とどう連携するかと。その原点は、できるだけ早く帰ったほうが、賠償をずっともらい続けるよりはいいのではないかという仕組みも入れながらやっていくとすれば、その議論をちょっとしておかないと、これは地域を3区分しているけれども、だったら5年間ずっと言っていたほうがいいとなりますよ。今回のものを見ていても皆さんわかるように、檜葉町は、15日に町長選があって、やっぱり選挙をやりましたよね。強い反対意見が出ましたよね。あれだけまとまっていると見える川内村でさえ、3名で選挙戦です。遠藤村長がきのう大差で勝ってくれたからいいようなものの、それだけいろいろな人がいるんですよ。すごく難しいんですよ。

だから、ある程度収束をどういう基準でどのようにしていくかということ、住民の皆さんの言うことを全部聞きますと、特に賠償も含めて、聞いていくだけでは余計広がってってしまう。このようにおさめていくということもトータルでみんなで少し相談していかないと、着地が見えなくなってしまうという心配があると、ここへ来てすごく感じます。ですから、決して僕は東電さんを守るつもりはないけれども、少なくともそれだけではここからはもう進まないということ、をぜひ、私からも平野大臣、枝野大臣、細野大臣にも伝える場があれば伝えていきますけれども、ちょっと事務方もその辺、ですから余り拙速にこういうのを発表することがいいことかどうかというのをちょっと今感じているので、ちょっと宿題にしてくれませんか。

○守本参事官

はい。

すみません、ちょっと時間が過ぎましたけれども、ほかにございますでしょうか。

それでは、またプレスラインをまとめておりますので、至急お配りしたいと思いますが、恐らく今のご指摘を受けた修正をしないといけないと思いますので、それも踏まえて直したいと思います。

もし今お伺いしておくべきことがあれば。

それでは、すみません。先ほどのもので言うと2ページ目の一番下、(3)賠償の方針概要についてというところですが、今のご趣旨で言うと、取り組み方針の確認とまではなかなか言

い切れなくて、こういうラインでの検討を進めている、またそれは国と東電が一体となって進めているといった形での発表になろうかと思えます。

○柳澤副大臣

ちょっとスピードアップが大事なので、うまくまとめれば今月中にやってもらえるのが一番ありがたいけれども、気をつけないと、さっきの「特別の努力」も含めて、だったら、戻らないで避難していて、アルバイトでも何でも働いて稼ぐほうが得だ、中途半端に帰らないほうがいい、だったら準備区域であっても5年間帰らないようにしようといった議論に巻き込まれないようにちょっと整理してほしい。それにはどういう発表の仕方をするのが一番、一人でも多くの皆さんが一日も早く帰ろうという方向に、あるいは首長さんもそのように今やっているわけですから、それをどうバックアップできるかということもちょっと、議論の難しいのはわかっているんだけど、それをしてほしいなと思うんですよ。

○守本参事官

そのところは支援チーム、復興庁ともよく相談しながら進めさせていただきたいと思えます。

○柳澤副大臣

そうですね。せっかく来てもらったので、これからはもう当たり前に来てもらって、逃がさないように、きちんと巻き込んでおかなければいけないですね。

○守本参事官

ほか、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、最後に改めて柳澤副大臣、コメントはございますか。

○柳澤副大臣

神本さん、何か、ぜひ一言。

○守本参事官

神本政務官。

○神本政務官

特にはないですが、ただ、今最後に副大臣がおっしゃったように、これは確かに、軽々に出してはいけないけれども、急がなければいけない。もう二次追補が出て、既に被害者の皆さんからは、その財物はどうするんだとか、「特別の努力」は何なんだという説明会でのご質問も出ていますので、これがちょっと遅れていくと、やっぱり賠償が遅れているということしか出てこないの、しっかりと検討はしなければいけないけれども、ゆっくりできる問題ではないということをごひみんまで共有していく必要があると思えます。

○柳澤副大臣

私はもうしゃべり過ぎるぐらいしゃべってしまって、すみません。でも、すみませんが、ぜひ知恵をかしてくれませんか。一番大事なのは、それぞれ言っていることがばらばらにならないように。それから、これは誤解されるかな。ごね得だとか、そういう形でおかしくならないようにしていかないと、このお金の問題というのはもう理屈を超えてしまうんですよ。比較感の問題も含めて、それと損得ですから。これは、人間はもう額ではなくて、少しでもたくさん、少しでも長くもらえるほうが良いという議論にどうしてもなる。ところが、今は首長さんを中心に、一日も早くコミュニティーをもとに戻したいと。ですから、この前も言いましたように、賠償というのはコミュニティーを壊したり家族を壊したり、もっと言うと人間を壊してしまうという心配もあるんだと。でも、そのことはなかなか言えないという中で、きちんとこっちが、住民の皆さんとか首長さんとか東電とか、だれかに押しつけるのではなくて、みんなで基準を決めて、終期も決めて、だから嫌われることも言うべきことは言っていくということをあわせてやらないといけなときだろうなと強く思うので、ぜひ皆さんにはいろいろな意味で知恵をかしていただきたいと思ひますし、この範囲を超えて、必要であればもっと新しいメンバーにも枠組みを広げるぐらいのことも含めてやりたいと思うので、ぜひお願いしたいと思ひます。

○守本参事官

ありがとうございました。

本日は時間オーバーで大変申しわけございませんでした。

次回の原子力損害賠償円滑化会議は、改めて日程を調整の上、ご連絡をさせていただきます。

○柳澤副大臣

時間オーバーしていないよ。15分までの予定になっているでしょう。そんなに急がせないで。

○守本参事官

失礼いたしました。申しわけございません。思い込みでございました。

改めて日程を調整の上、ご連絡をさせていただきたいと思ひます。

また、本日の議事概要につきましては、関連の資料とともに事務局のほうで取りまとめて公表させていただきます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

— 了 —

## 第5回原子力損害賠償円滑化会議議事録（概要版）

日時：平成24年4月23日（月）13時30分～

場所：経済産業省 第三特別会議室（本館17階）

### 1. 原子力損害賠償の進捗状況について【説明者：東京電力廣瀬常務】

- (1) 4月19日現在で、東京電力は個人からの請求書を約51,700世帯分（約81%：対象世帯約63,800世帯）から受領している。  
前回は約71%だったことから、毎週2%くらいのペースで進捗している計算になる。
- (2) 請求書類の到着から必要書類の確認までの日数については、約3週間以内を目途としているが、個人・法人・車両ともに何とか達成できている。
- (3) 自主避難等対象区域内の住人に対する賠償については、対象者が約144万人いると言われている中、4月19日現在で、約133万人まで請求書を受領している。ただ、福島県から県外に避難されている方の数が約5万人と言われている中、妊婦・子供からの請求が約21万件あったのは、予想に反して多かった。
- (4) 第1期、第2期における世帯への賠償金支払い状況については、約3億6,900万円に達しており、世帯あたり約41万円/月となる。

### 2. ADRセンターにおける和解仲介手続きの状況について【説明者：野山室長、松浦次長】

- (1) 資料内にはないが、他に全部和解案を示しているのは4月19日現在で、確か87件になっている。この数字を4月19日現在の既済件数147件に足すと230件になり、このペースでいけば9月から11月の申し立て件数261件を5カ月以内に達成することが可能だと見込んでいる。  
しかしながら、12月以降は申し立て件数が非常に増加していることから、5カ月ペースを達成することは難しいことかもしれない。
- (2) 資料3の申立件数1,902件に対して、指名通知発出済件数が1,400件となっている。約半分は仲介委員と申立者が過去に関係がなかったかなどを調査するコンフリクト・チェックという段階まで達しているものの、残り半分については仲介委員の指名の遅れによるものである。

### 【委員等からの意見】

- (1) 円滑な和解仲介を進めるためには、ADRのスタッフの人数を増やすだけでなく、審理の簡素化を図る必要があるのではないかと。  
また、法テラスに協力を仰ぐことなども検討してはどうか。（柳澤副大臣）
- (2) ADRには、本来東電だけで解決できるような案件が回ってくることもある。  
これは東電とのやり取りの中でヒートアップしてしまいADRに来ていることから、東電にはしっかり対応していただきたい。（大竹室長）

- (3) 和解仲介が長期に長引くことによるコストを軽減するためにも、東電にはある程度大雑把に対応することなどもしてほしい。(松浦次長)
- (4) 4月19日現在で、和解打ち切りが24件とあるが、これ以上増やさないようにすることが課題である。(廣瀬常務)

3. 中間指針第2次追補を踏まえた賠償の方針・概要について【説明者：松永参事官、由良参事官、廣瀬常務】

【委員等からの意見】

- (1) 資料6のⅢにある「旧緊急時避難準備区域における損害」については、家屋の修繕費用や家財道具の賠償についても実費で行われるという方向で動いているのか。(西田企画官)
  - 必要であればその方向で検討したい。(廣瀬常務)
- (2) 帰宅困難地域の方に財物の100%の賠償を行うと、所有権が東電に移るものと思われるが、この場合はどうするのか。(西田企画官)
  - 実際に土地建物をもらっても困る。しかしながら、土地建物を受け取らないと後ほど中間貯蔵施設を作る際にさらに求償を受ける可能性もあるので、どうすべきか国に協力を仰ぎながら詰めていきたい。(廣瀬常務)
- (3) 資料6を読むと相当古い家屋については賠償対象外と読まれる可能性もあるので、賠償の対象となることが分かりやすい表現に改めてほしい。(大竹室長)
  - 表現を改めたい。(廣瀬常務)
- (4) 資料6については、必ず今月中に示さなければならないものなのか？
  - 川内村が例のように、帰還と賠償は密接に絡んでくる。
  - 土地建物を先行して発表するのではなく、国も東電と連携して区域の見直しなどを行っていくとしないと、東電の発表だけが一人歩きしてしまうのではないか。
  - よって、本件については拙速に発表することが良いとは思えないので、宿題とさせてほしい。
  - このままだと、アルバイト生活を続け、5年間戻らない方が特だとならないか。(柳澤副大臣)
  - ただいまの意見を踏まえ、発表資料については、東電がひとりで決めた賠償案ではなく、今後国も含めた議論を行っていく上での経過報告的な資料という補足をさせていただきたい。(守本参事官)
- (5) 区域の見直しの解除と賠償の終期設定は国と東電が協調しながら詰めていくこと。
  - このままだと賠償の範囲がどんどん広がってってしまうので、収束させる方向に向かわせる必要がある。ずっと避難しっぱなしが得にならないようする枠組み作りが必要である。(柳澤副大臣)